

小田原市民間提案制度運用指針

1. 趣旨

本市では、近年、少子高齢化や人口減をはじめとする社会構造の変化などにより、地域が抱える課題自体が高度化・複雑化し、これまで各種課題の解決を主に担ってきた行政の経営資源（ヒト・モノ・カネなど）だけで、対応することは難しくなってきました。

これらの課題に、より適切に対応し、魅力的で持続可能なまちづくりを実現するためには、市場原理の中で培ってきた独自のノウハウや各種資源を有する民間事業者との連携を飛躍的に強化・推進することが求められます。

こうした状況を踏まえ、本市では民間事業者の発意による提案を、市と民間事業者が対等の関係で協議したうえで事業化していく「民間提案制度（以下、本制度という）」を運用するため、本運用指針により基本的な考え方を示すものです。

2. 民間提案制度の概要

本制度は、民間事業者から本市の地域課題の解決につながるもの等に関する提案を募集し、内容を審査した結果、採用と判断した提案について提案者と協議を行い、協議が調った場合には提案者と契約締結等を行い、事業化するものです（協議不調や関係予算不成立の場合には、提案は事業化されません）。

3. 提案募集の方式

民間事業者からの提案の募集は次の二つの方式がありますが、募集の方式については募集要領により定めます。

（1）フリー型提案方式

市のすべての事業を提案募集の対象とし、民間事業者から自由な提案を募集します。

（2）テーマ型提案方式

市がアイデアを求めたい事業等を設定し、民間事業者から提案を募集します。

4 提案の内容

次に掲げるいずれかに該当するものとします。

ア 地域課題の解決につながるもの

イ まちの魅力向上につながるもの

ウ 生活の質の向上につながるもの

エ 地域経済の好循環につながるもの

オ 歳入の増加、歳出の削減につながるもの

5. 募集要領

提案の募集を行うときは次の項目を募集要領により定めます。

- (1) 提案の要件
- (2) 参加資格
- (3) 提案募集のスケジュール
- (4) 審査方法
- (5) その他市長が必要と認めるもの

6. 提案募集の公表

提案の募集を開始するときは、市ホームページ等により公表し、広く民間事業者に周知を行います。

7. 民間提案制度の流れ

①	提案の募集	募集要領を公表し、提案の募集を開始します。
②	事前相談	提案を受け付ける前に、事前相談の期間を設けます。
③	提案の受付	事前相談後、民間事業者からの提案を受け付けます。
④	協議対象提案の選定	提出された提案を審査し、協議対象提案を選定します。
⑤	詳細協議等	採用された提案について、事業の実施に向けた諸条件を協議し、事業化の可否を決定します。
⑥	予算措置	必要に応じて予算措置を進めます。
⑦	契約締結等	詳細協議や予算措置が終了した後に、契約締結等します。(必要に応じプロポーザル方式等を実施します。)
⑧	事業実施	事業を実施します。